

資料 3

用語解説集

※1 出生率・・・(P7)

人口千人に対する出生数

※2 合計特殊出生率・・・(P7)

1人の女性(15歳から49歳)が一生の間に産む子ども数

※3 子育て支援センター・・・(P26)

地域における子育てを支援するため、育児相談、子育て支援サークルの育成、子育て情報の提供、子育て講座等を行っている、子育て支援拠点施設です。

※4 ファミリー・サポート・センター・・・(P26)

子どもを預かってもらいたい利用会員と子どもを預かってくれる協力会員が相互援助の活動を行うために、双方の調整を行う機関です。

※5 よしかわ子育てネットワーク・・・(P33)

子育てサークルと子育て支援サークル及び活動に賛同するOB、個人、団体で構成される、子育てが楽しくなるまちの実現を目指すことを目的とする団体です。(平成16年6月30日設立)

※6 協働・・・(P33)

吉川市では、吉川市市民参画条例で、「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること。」と定義しています。

※7 情報モラル・・・(P34)

モラルとは『(1)道徳。倫理。習俗。(2)道徳を単に一般的な規律としてではなく、自己の生き方と密着させて 具象化したところに生れる思想や態度。』(広辞苑)とあり、社会に生きていくうえの基礎となる善悪の判断力や主体的な態度のことをいいます。したがって、情報モラルとは、「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」と考えることができます。情報教育のねらいを体系的に記述した「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議第1次報告(1997)」でも、情報モラルは「情報社会に参画する態度」のなかの重要な柱の項目になっています。

※8 ユニバーサルデザイン・・・(P35)

「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであり、バリアフリー概念の発展形。デザイン対象を障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なります。

※9 バリアフリー・・・(P35)

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障がい者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。一般的には障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われています。

※10 食育・・・(P44)

食育(しょくいく)とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。2005年に成立した食育

基本法においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの、と位置付けられています。単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業についての総合的な教育のことです。この言葉を造語した石塚左玄は、食品の与える影響に関する独自の説によって、子どもに食べさせる食品の影響によって子どもの心身を養うという意味で用いました。

※11 ハイリスク出産・・・(P44)

出産の際に母体や胎児への危険性が高い出産という意味で使用しています。

※12 習熟度別学習・・・(P48)

習熟度別学習とは、学校などで授業の際に児童・生徒をその教科の習熟度に依じて、複数の学級をいくつかのクラスに編成しなおしたり、1つの学級内で別々のコースで学習するなどして、学習の効率を上げようとする授業法です。

※13 ティーム・ティーチング(T, T)・・・(P48)

ティーム・ティーチングとは、複数の教員が役割を分担し、協力しながら指導計画を立て、指導する方式のことです。チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではありません。それぞれの教員が分担する役割をしっかりと果たすことで成り立つ指導形態です。

※14 学校評議員会・・・(P48)

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられ、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、当該学校の校長の推薦により学校設置者(教育委員会、学校法人等)が行う。評議員一人ひとりの責任において、学校運営に関し、校長の職務(公務)を適確に実施させるために意見を述べる権限を有しています。

※15 学校運営協議会制度・・・(P48)

教育委員会が個別に指定する学校(指定学校)ごとに、当該学校の運営に関して協議をする機関であり、委員は当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童等の保護者などとされ、教育委員会が任命する。学校評議員とは異なり、学校運営協議会は、地域社会の意思に基づく学校運営のために一定の権限を有しています。

※16 小1問題・・・(P49)

精神的に幼いために学級という集団生活になじめなかったり、学校生活のルールが理解できなかったりすることから、授業中に席を立て歩き回ったり、騒いだりする現象。2000年前後から都市部の小学校の先生の間で、教室の課題として指摘されるようになりました。自分の意志で授業を放棄する学級崩壊とは異なり、家庭や地域社会のしつけが不十分な状態で育てられてきたのが原因とされています。

※17 フィルタリング・・・(P49)

インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のことです。

※18 ハイリスク家庭・・・(P54)

この計画中では、経済的要因や子育て不安などから、子どもに対して虐待や、養育放棄などを行ってしまう危険性の高い家庭という意味で使用しています。

※19 民生委員・児童委員・・・(P54)

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者です（ただし、行政実例では地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています）。

民生委員は児童委員を兼ねることとなっています。

※20 主任児童委員・・・(P54)

民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

※21 シックハウス症候群・・・(P58)

新築の住居などで起こる、倦怠感・めまい・頭痛・湿疹・のどの痛み・呼吸器疾患などの症状があらわれる体調不良など、住宅に由来する様々な健康傷害の総称であり、単一の疾患を表す訳ではありません。主として住宅室内の空気質に関する問題が原因として発生する体調不良を指す場合が多く、その場合は、何らか理由で室内の空気が汚染された結果、その空気を居住者が吸引することによって発生するとされています。いわゆる化学物質過敏症と混同される場合がありますが、化学物質過敏症の概念自体が未確定であるとともに、前述のようにシックハウス症候群が「住宅由来の健康被害の総称」であることから、両者は異なる疾病概念であると考えられます。室内空気の汚染源の一つとしては、家屋など建物の建設や家具製造の際に利用される接着剤や塗料などに含まれる有機溶剤、木材を昆虫やシロアリといった生物からの食害から守る防腐剤等から発生する揮発性有機化合物があるとされている。また、化学物質だけではなく、カビや微生物による空気汚染も原因となり得ます。

※22 ノンステップバス運行率・・・(P58)

路線バスの全運行回数に対するノンステップバスの運行回数。

※23 トワイライトステイ事業・・・(P64)

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、乳児院や児童養護施設等において、当該児童を一時的に預かる事業です。